

発注関係事務の運用見直しについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の一部改正により、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図ることが目的に追加され、予定価格の適正な設定や歩切りの根絶などの発注者責務が明確化されたことや、復旧・復興工事の円滑な施工確保を踏まえ、平成 27 年度から発注関係事務の運用を次のとおり見直すこととする。

1 「歩切り」の根絶について

「*歩切り」は、品確法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること等から、これを行わないものとされた。

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する実態調査が、総務省自治行政局と国土交通省土地・建設産業局からの依頼により実施され、本県においては「原則は設計書金額と予定価格が同額だが、1,000 円未満の端数が生じた場合に端数処理を行った事例があった。」と回答したところである。

事務の効率化のため、合理的かつ少額な範囲で、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定すること自体は、品確法第 7 条第 1 項第 1 号に違反するものではないが、法令違反となる「歩切り」の根絶を図るため、福島県財務規則施行通達に次のとおり明記する。

「予定価格を定める場合において、取引の実例価格等を考慮しての適正な積算に基づき算定した金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、行わないものとする。」（第 256 条関係）

2 建設業者の社会保険未加入対策の推進について

平成 27・28 年度の工事に係る入札参加資格申請から、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）への加入を資格要件とし、県発注工事の工事等請負有資格業者名簿に登録できる建設業者を社会保険加入業者に限定した。

下請業者についても、社会保険への加入を徹底し、労働者の雇用環境改善につなげることが必要であることから、平成 27 年度以降、一次下請負人が社会保険未加入業者であることが判明した場合は、元請負人に対し、理由書の提出を求め、未加入業者への加入指導等を徹底することとする。

3 総合評価方式の低入札価格調査制度における誓約書の提出について

平成 25 年 4 月から、復旧・復興加速化のための特例措置として、落札候補者が調査基準価格を下回った場合は、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるとする特例措置を施行してきた。

試行の結果、通常工事での低入札案件が大半を占めており、改正後の品確法においてもダンピング受注を防止するために低入札価格調査制度の適切な運用が求められている（品確法第 7 条第 1 項第 3 号）ことから、復旧・復興工事の迅速化を図るという当初の施行趣旨を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告する案件から、誓約書の提出対象工事を復旧・復興工事に限定することとする。

【参考】

(1) 「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことである。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、その運用を是正することが必要とされている。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等
ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合があると考えられている。

(2) 「歩切り」の違法性について

品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされている。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めていると

は言えず、品確法に違反することとなる。

(出典：歩切りに関するリーフレット(国土交通省作成)より)

(3) 低入札工事の発生状況(調査基準価格を下回り契約した件数)

平成25年度 低入札工事発生状況

		復興型	特別簡易	簡易型	標準型	計
会津	発注件数	50	123	50	5	228
	(うち低入)	(1)	(12)	(1)	(0)	(14)
中通り	発注件数	73	102	42	9	226
	(うち低入)	(3)	(4)	(1)	(1)	(9)
浜通り	発注件数	69	26	5	1	101
	(うち低入)	(4)	(0)	(0)	(0)	(4)
計	発注件数	192	251	97	15	555
	(うち低入)	(8)	(16)	(2)	(1)	(27)

※低入札工事の全案件が誓約書提出により低入札価格調査に代えた工事

平成26年度(12月末時点) 低入札工事発生状況

		復興型	特別簡易	簡易型	標準型	計
会津	発注件数	17	101	49	7	174
	(うち低入)	(1)	(15)	(3)	(0)	(19)
中通り	発注件数	44	94	32	6	176
	(うち低入)	(6)	(9)	(4)	(0)	(19)
浜通り	発注件数	86	8	1	1	96
	(うち低入)	(4)	(2)	(0)	(0)	(6)
計	発注件数	147	203	82	14	446
	(うち低入)	(11)	(26)	(7)	(0)	(44)

※低入札工事の全案件が誓約書提出により低入札価格調査に代えた工事